

2015年5月15日

会社名 JFEホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 林田 英治
(コード番号 5411 東証、名証)
問合せ先 IR部 広報室長
原 守良 (TEL03-3597-3842)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月25日開催予定の当社第13回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになりました。これに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社現行定款第30条(取締役の責任免除)第2項および第41条(監査役の責任免除)第2項の規定の一部を変更するものであります。なお、当社定款第30条第2項の変更を議案として株主総会に提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 ～ (条文省略) 第29条	第19条 ～ (現行どおり) 第29条
(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条 ～ 第 40 条</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条 ～ 第 40 条</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2015 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 (予定) 2015 年 6 月 25 日

以上